

もったいない! 未来のために
母の視点で **よりも** で見直し
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員 西村久子 県政報告

第41号

発行 西村久子
彦根市甲崎町
TEL・FAX 43-4700
Eメール hisako@country-farm.net



今日よりも明日

暖かくなりました。♪もうすぐは～るですねえ、ちょっと気取ってみませんか…昨日今日、温かさが体の芯まで伝わってきます。足腰がこちこちになっていたつい先日と比べると、若干体調が良くなってきた…と感じます。人間って不思議なものです、ちょっとしたことで元気が出てくるんです。

これがこの世の光景?と誰もが疑った東日本大震災から二年、常なら奈良のお水取りで春を待つこの頃なのに、津波に飲まれ今なお行方も分からない方、又原発事故により故郷に帰れない人々の苦しみを思う時、胸が痛みます。

信じ難い事件や事故が後を絶たず、母が子を殺める悲しい現実、災害以上に狂った人の心の恐ろしさ、人心の復興も喫緊の課題でありましょう。

滋賀県議会二月定例会は真最中、新年度予算を審議しています。政権が変わって「防災・減災・復興対策、経済再生に向けた緊急対策」を第一弾として打ち出されたことは、遅れている県内社会資本整備を一気に進める好機であります。嘉田知事においては国政とのかわりについて、国政の政治団体代表を辞任し、県政運営に支障を来すことのないよう県政に専念し、知事としての職責を果たしていく旨明言があったところです。県民の皆様が、今までの閉塞感から好転しそうだとの期待を持って、県政にご理解いただけることを願っています。



平成25年2月定例会一般質問より(抜粋)

…土木公共事業の進め方について…

昨年末の安倍政権発足以来、国においては、長引く円高・デフレ不況から早期に脱却し、日本経済を大胆に再生させるため、本年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定されました。

この緊急経済対策により、新政権の日本経済再生に向けた強い意思、明確なコミットメントが示されたところでありますが、具体的な取組として、まず、大型補正予算を編成し、来年度予算と併せ景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行することとされています。

本県においても、このような国の動きを受け、24年度と25年度においてそれぞれ大型の補正予算が追加提案されました。

これは、県内各地より要望が高くありながら遅れている社会資本の整備を、一気に進める好機であり、低迷する県内建設業界に活力を取り戻すまたとないチャンスであると考えています。

今回の補正予算により、県内建設業者への発注の見通しはどのようなものになるか、まずお伺いします。

答 緊急経済対策の一環であることから事業の効果を早期に発現させる必要があり、早期発注が可能で、25年度中に完了できる事業を厳選することとし、工事は自ずと中小規模のものが中心となって大半は、県内業者を対象とした工事になるものと考えています。

なお、橋りょう上部工や、既に発注しているトンネル工事の進捗アップを図るものなどについては、県外業者が対象となりますが、このような工事についても、下請け契約や工事資材の調達に際しては、極力、県内業者を活用するようしっかりと要請してまいります。

また、安全安心の生活を望む県民の期待に応えるためには、今回の補正予算により予算化された事業が早期に執行され、効果が目に見えて発現されることが何よりも大切であります。

このためには、予算化された事業を、早期に執行できるだけの体制が、執行機関においてキチンと整えられていなければなりません。この点に関し、先の会派代表質問で、知事からは、土木技術職員の追加募集とあわせて、監督業務の一部を建設コンサルタント等へ外部委託することなどによる体制整備について答弁をいただいたところであります。

我々も、大型補正に伴い大幅に増加した事業量を早期に執行するためには、外部委託に積極的に取り組むべきであると考えます。これは、土地改良事業等も含めて公共事業所管部局全体に関わる事項ですが、道路や河川等で多くの事業を執行していただくこととなる土木部門について、どのように対応していこうとされているのか、お伺いします。

答 増加する事業を早期に円滑に執行するには、現行の体制を強化する必要があります。外部委託ができるものは、極力、外部委託をして、県は入札契約での機密保持に係る事業や地元との交渉など、発注者として自ら直接関わらなければならない業務に専念し事務の効率化を図り、増加する事業量に対応してまいります。

外部委託先は、県内のコンサルタントを想定しております。担当職員がコンサルタントの責任者である管理技術者を指導して、業務を執行してもらうこととなります。具体的には、各事務所におきまして、別室にコンサルタントの土木の専門技術者を現場技術員として駐在をさせ、外部委託しても支障のない発注図面等の修正や関係機関との協議資料の作成、工事現場での確認作業などの補助的な業務に携わっていただくこととなります。こうした外部委託の活用とあわせ、工事費の積算業務の一部を建設技術センターへ委託することにより、事業の早期執行と円滑な事業進捗に努めてまいります。

…道路事業における 用地取得について…

一本の新しい道路ができることは、その周辺地域に大きな夢と希望を与えます。当然のこととして人々の何かやろうとする意欲がわきあがり、道路完成の暁には、どの地にあっても生業の定着が見られ頼もしい限りです。

こうした道路新設に、人々が早く早くと一日千秋の想いで開通を待ち望むのとは反対に、場所によってはどこかでストップしたまま、一向に工事再開されない事態が発生しております。理由は、地権者にご理解いただけなくて、用地が売っていただけない。いわゆる用地取得できないためにすぐ近くまで進めてきた工事がそれより前進しないで野ざらしになっているというものです。

こうした問題の土地で私たちに声がかかるのは、ずっと年数が経過したもので、その用地を提供することに世間から非協力的と見られている当事者さん側であります。話を聞けば、決して協力しないとっておられるのではなく、むしろ、「新しい道路がつくということは街にとっていいことだ…」と歓迎していたにもかかわらず、どこかで話がかんになり、「悪者視されている状況にある。何とか話を聞いてほしい…」ということなのです。

道路事業をするために、どんな経過をたどって道が完成するのか、計画から完成までに関係住民との協議も含めてお答えください。

答 県では、地域の声を反映した「道路整備アクションプログラム」に基づき、限りある財源の中で、真に必要な道路整備を計画的、効率的に進めています。「整備計画の策定」からスタートし、「地元への説明→現地測量→詳細設計→工事説明会→用地測量→物件調査→用地説明会→用地交渉→補償契約の締結→物件移転および土地の引渡し」と進み、最後に「工事実施」というプロセスを経て完成することとなります。

一般的に問題の個所は、こういった内容で用地取得への協力が得られないのでしょうか。

答 用地交渉が難航の要因は、「事業計画への反対」、「土地境界確定の難航」、「相続協議の難航」、「補償金額への不満」などが挙げられます。

解決に向けての交渉は誰がどのようにご苦労いただくのでしょうか。

答 権利者との用地交渉は、土木事務所の経理用地課の職員が担当しております。交渉が難航するさまざまな要因はいずれも難しい課題ばかりですが、権利者のご理解を得るため、何度も交渉を重ね、粘り強く、ていねいに説明し、権利者のご都合により、夜間や休日、また遠方まで出かけて行くこともあります。

それでもことが進まない場合、土地収用法にかけるということを聞きますが、これについて地権者はどのような扱いを受けることになるのでしょうか。

答 用地交渉がどうしても合意に至らない場合、県は、土地収用法に基づきまして、国土交通大臣の「事業認定」および滋賀県収用委員会の「収用裁決」の手続きを経て、公共事業に必要な土地を、地権者の合意なしに取得することができることとされております。

「事業認定」がなされると、当該事業が真に公共のために必要な事業であると認められることとなり、土地等の収用権が県に付与されることとなります。さらに、「収用裁決」がなされると、県は、権利取得の時期までに地権者に対して補償金を支払い、地権者は、事業用地にある建物

等の物件を移転して、期限までに土地を県に明け渡さなければならないこととされています。

さて、その法的な執行に至るには、どんな条件を満たすと執行されるのでしょうか。

答 用地交渉がどうしても合意に至らない場合には、「事業認定」および「収用裁決」の手続きを踏むこととなります。

「収用裁決」がなされたにもかかわらず、地権者が事業用地にある建物等の物件の移転および土地の引渡を行わない場合には、県は、行政代執行法に基づきまして、県自らが物件の移転を行うこととなります。その際、その移転費用は、権利者から徴収をするということになります。



用地交渉の中で、特に買取単価等については、県で、周辺の土地の取引の実績を踏まえ、鑑定評価をした価格を基本に交渉に臨んでおり、基本的には、交渉によって価格が上がったり下がったりするものではありません。

土地収用法に基づく手続で、収用委員会の事業認定をした時点で、その取引、用地の売買価格が固定されることとなります。収用裁決では、その土地の取引価格をどうするかというのが、収用委員会で決定されることとなり、そこでもう固定がされるということになってしまいます。

用地の単価は、周辺の取引価格を基礎情報として、鑑定士に鑑定をしていただいているもので、決定のプロセス等も丁寧に説明をして、金額についての御理解を得るように努めているところです。

それから、明渡しの期限までに、地権者の方が理解をされて、自ら移転をされるということになれば、行政代執行をせずに、任意でその地権者の方が移転をされるということで、円満に解決されるということになります。代執行は期限まで待ちますが、それでもされない場合に、行政が地権者に代わって強制的に撤去するというごさいます。

しかし、担当者は当然のこととして職務の異動があります。一定期間にご理解が得られないと申し送りとなりますが、こうしたことを繰り返す内に、ある時は話が逆戻りしたり疎遠になったり、やたらと年月が延びてしまいます。

そこまで工事が進んでいるのに、ぱったりと止まったままでは、いかにもその権利者が事業に反対している様に世間には映ります。親、子、兄弟までもが、世間の白い眼を気にしながら、ましてその地での営業となると耐えがたいものがあります。

徒に工事期間が延び延びになることは万事よろしくありません。不合理であり、しかるべき方法が考えられて当然だと思います。解決に向けてのお考えをお聞かせいたします。

答 事業に必要な土地を借地をして建物が建てられている場合は、地権者との土地売買契約および借地人との補償契約とを同時に締結することを原則としております。

両者のいずれか一方の方のご理解が得られない場合にも、両者共のご理解が得られるよう、粘り強く交渉を継続することを基本といたしております。

当該事業の完成年次、工事工程との関係等を総合的に勘案し、これ以上任意の交渉を続けても解決の見込みがないと判断した場合には、土地収用法に基づく手続を進めることとなります。

なお、この土地収用法による手続は、あくまで最後の手段でございます。あくまで任意交渉で公共事業に対する御理解を得ることが原則であることを申し添えます。

西村久子事務所

彦根市甲崎町19-1 (稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い)
定例政調会 第1金曜日 午後7時～10時

ご意見を
お聞かせください。 Tel 0749-43-2020 Fax 0749-43-4700

西村久子ホームページ (ブログ)

西村久子 活動日記

<http://nishimura-hisako.net/>

